

第1節 本県の特別支援教育の基本的な考え方と目指す姿

1 千葉県の特別支援教育の基本的な考え方

国が示す共生社会の形成に向けた我が国の特別支援教育の理念を踏まえるとともに、第2次計画の基本的な考え方を引継いでいます。さらに、共生社会の一員としてともに認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築という考えを進めて、第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の基本的な考え方を以下の4点とします。

基本的な考え方

－ 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進 －

- 障害の有無に関わらず、誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員としてともに認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場と切れ目ない支援の充実を図り、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の実現を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることができる教育の実現を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に学ぶ体制の充実を図り、障害のない幼児児童生徒が障害者理解を深める教育の実現を目指します。

2 10年間に実施する重点項目と目指す姿

上記の基本的な考え方を踏まえ、第3次千葉県教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」に示されている「千葉県教育の目指す姿」の実現に向け、第3章を障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実、ICTの利活用による教育の質の向上などの五つの「重点項目」で構成し、そのもとに「主な施策」、さらにそのもとに「具体的な取組」を配置することとしました。

<参考>

《第3期千葉県教育振興基本計画》

第3章 第3期千葉県教育振興基本計画の施策・取組

基本目標1 ちばの教育力で、志を持ち、未来を切り拓く、ちばの子供を育てる

施策4 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

(1) 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

障害のある子供がその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子供たちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていきます。

また、特別支援アドバイザーの派遣や特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校の地域の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。

(2) 早期からの教育相談と支援体制の充実

特別支援学校において、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実を図ります。また、千葉県総合教育センター特別支援教育部や、千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける相談の充実を図ります。

また、県立学校校長会議及び管理課長会議等を通じて、障害者差別解消法等の内容や理念、職員の対応について、周知を図っていきます。

【重点項目と目指す姿】

I 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実

- 教育相談担当者の専門性の向上が図られ、教育相談担当者とし市町村の関係機関、児童相談所等との連携が強化されている。
- 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上が図られ、幼稚園等における特別支援教育がさらに充実している。
- 居住地校交流など、特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校等における交流及び共同学習がさらに充実している。
- 高等学校における通級の指導がさらに充実し、巡回指導など指導形態の工夫が進んでいる。
- 指導的な役割を担う医療的ケア看護職員を配置するなど、特別支援学校における医療的ケアを安全かつ確実に実施できる体制が推進されている。
- 医療的ケア児支援法を踏まえ、小中学校等における医療的ケアについての理解が進み、支援体制整備が進んでいる。
- パラスポーツや文化芸術活動を通じた交流及び共同学習が計画的に行われている。

II 特別支援学校の整備と機能の充実

- 過密状況が著しい地域における新たな特別支援学校の設置など、計画的な整備が進んでいる。
- 特別支援学校設置基準への対応が進んでいる。
- 総合的な教育機能を有する特別支援学校が、その教育機能を十分に発揮している。
- 専門学科、普通科職業コースの在り方などが検討され、多様な教育的ニーズに応える特色ある学校づくりが進んでいる。

III ICTの利活用による教育の質の向上

- 児童生徒の障害の状態や特性等に応じてICT機器を利活用することで、学習意欲や興味・関心が高まり、主体的・対話的で深い学びの視点から学習改善が進んでいる。
- 病気療養中の児童生徒に対して、学校間や外部の多様な人々とつながる授業など、学習が途切れることなく受けることができるようにするため、Web会議システムを活用した遠隔教育が推進されている。
- 教育用コンピュータや学習用タブレット端末の整備・更新が進み、ICTを適切に利活用した授業が展開されている。
- 校内の情報教育を推進する教員や、外部人材を活用した校内研修を通して、教職員のICT技能の専門性の向上が図られている。
- 個別の教育支援計画等をデータベース化することで、関連施設との引継ぎなどが効率的、効果的に行えるようになっている。

IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

- 幼稚園、小・中学校、高等学校における連続した系統的なキャリア教育が進み、個々の発達段階を踏まえた進路指導及び職業指導の充実が図られている。
- 就職後の職場への定着に向け、労働や、福祉の関係機関とのネットワークが構築されている。
- 学校で学んだことが生涯学習に活かされるよう、各学校や地域の特性を生かした取組が教育課程に位置付けられるようになっている。
- さわやか県民プラザや県立図書館を活用するための効果的な周知が進み、使用方法についての理解が進んでいる。

V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

- 県教育委員会や市町村教育委員会、各学校の研修等により専門性が向上している。
- 総合的な教育機能を有する特別支援学校の機能の充実を図るため、視覚障害教育及び聴覚障害教育について指導支援できる教員が育成されている。
- 今後の特別支援教育を担う人材の育成、地域や学校において中核となる特別支援教育に携わる教員を計画的に育成する仕組みが構築されている。
- 学校長の強力なリーダーシップのもと、特別支援教育推進に向けた学校経営の充実が図られている。
- 異校種間の人事交流が進み、互いの学校の良さや課題について理解促進が進み、各学校における特別支援教育の中核となる人材が育成されている。

第2節 実施する主な施策と具体的な取組

I 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実

これまで県教育委員会では、幼稚園等において支援が必要な就学前の幼児に対して、関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談、就学事務に努めてきました。また、千葉県総合教育センターや千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける教育相談の充実を図るとともに、特別支援学校において、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実に努めてきました。

さらに、就学後は特別支援アドバイザーの派遣や特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校への支援の充実に図るとともに、特別支援学校には、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）など専門的な知識や経験を有する外部人材を配置したり、特別支援学校における通級による指導を実施したりするなど、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みました。

各学校においては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用を図り、一貫した切れ目ない指導・支援の促進に努めてきました。

一方、特別支援学校と小・中学校等の児童生徒との交流及び共同学習を促進し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒及び関係する全ての人が、互いによさを認め合い、共に学ぶ仲間であることを認識できるよう取り組んできました。

引き続き、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、「連続性のある多様な学びの場」における指導・支援の充実に努めていきます。また、学校間、学校と関係機関との連携を強化し、個々の児童生徒に応じた切れ目ない支援体制の充実に努めていきます。

〔目標値の設定〕

第3次計画における進捗状況を確認するため、重点項目ごとに目標値を設定しました。重点項目Ⅰについては、以下のとおりです。

目標項目	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
特別支援学校による出前授業の実施回数	—	111回	185回
特別支援学校とパラスポーツを通じた交流及び共同学習をしている小・中学校等の数	13.9%	39%	64%
特別支援学校と文化芸術活動を通じた交流及び共同学習をしている小・中学校等の数	52.8%	64%	75%
千葉県総合教育センター特別支援教育部による教育相談研修の実施回数	2回	4回	6回
子どもと親のサポートセンターによる教育相談研修の実施回数	13回	15回	17回
市町村教育委員会等の就学担当者への研修会累計受講者数	52人	100人	110人
公立幼稚園、認定こども園の個別の教育支援計画作成率	80.7%	91.2%	100%
公立幼稚園、認定こども園の個別の指導計画作成率	84.2%	92.8%	100%
公立幼稚園、認定こども園の個別の教育支援計画活用率	41.3%	73.1%	100%
公立幼稚園、認定こども園の個別の指導計画活用率	49.7%	77.1%	100%
小・中学校等における個別の教育支援計画の作成率 (作成している人数/特学・通級に在籍する人数)	93.9%	98.0%	100%
小・中学校等における個別の指導計画の作成率 (作成している人数/特学・通級に在籍する人数)	95.0%	97.7%	100%

小・中学校等における個別の教育支援計画の活用率 (作成している人数/特学・通級に在籍する人数)	67.7%	98.0%	100%
小・中学校等における個別の指導計画の活用率 (作成している人数/特学・通級に在籍する人数)	71.3%	90%	100%
公立高等学校における個別の教育支援計画の作成率	100%	100%	100%
公立高等学校における個別の指導計画の作成率	100%	100%	100%
公立高等学校における個別の教育支援計画の活用率(通級による指導を受けている生徒)	60%	81.6%	100%
公立高等学校における個別の指導計画の活用率(通級による指導を受けている生徒)	30%	68.1%	100%
幼稚園、認定こども園、小・中学校、高等学校等における個別の教育支援計画の活用率	67.7%	90.0%	100%
幼稚園、認定こども園、小・中学校、高等学校等における個別の指導計画の活用率	71.3%	90.0%	100%
授業中にICTを活用して指導することができる教員	73.7%	90.0%	100%を目指します
特別支援アドバイザーの各学校への派遣実施率	96.3%	98.2%	100%
特別非常勤講師(看護師)の研修参加人数	44% (55名参加)	72% (90名参加)	96% (120名参加)

*活用率とは、「個別の教育支援計画又は個別の指導計画を作成している幼児児童生徒のうち、進級や進学等の際に、計画を活用して個別に説明や引継ぎを行うとともに説明後に計画を渡した幼児児童生徒の割合」を言います。

*令和2年→看護師実数125名 配置数74名

【主な施策１】 地域で共に学び育つ教育の推進

特別支援学校と小・中・高等学校等との交流及び共同学習を更に推進するとともに、地域の人々が障害のある幼児児童生徒の理解を深める啓発活動等の取組を進めます。また、障害の有無にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方やかかわり方を共有することができるパラスポーツや文化芸術活動を通じた交流の推進に取り組みます。

千葉県で学び育つ子供たちが、将来、地域社会において、相互に人格と個性を尊重し合える人間性を持ち、その力を発揮していく人材として成長できるよう、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒及び関係する全ての人が、互いの個性を尊重しあえるようにすることを目指し、特別支援学級や特別支援学校に在籍する幼児児童生徒との交流及び共同学習を推進してきました。

また、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に県内でもパラスポーツへの関心が高まりをみせたことを好機と捉え、引き続き特別支援学校を拠点とした、パラスポーツを通じての交流について積極的に推進していきます。

【具体的な取組】

〔① 合理的配慮の提供等による授業づくり等の推進〕

全ての児童生徒にとって学びやすく快適な環境を目指し、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教室環境や授業づくり等、一人一人の障害の状態に応じた合理的配慮の提供により、子供にとって「分かる・できる」授業をつくるとともに、多様性を認め合える学級経営を行います。

〔② 交流及び共同学習におけるICTの利活用〕

交流及び共同学習を実施するにあたり、例えばICTを利活用してテレビ会議等で学校同士をつなぐなど、時間や場所に制限されることなく、また、遠隔地にある学校であっても、いつでもどこでも交流及び共同学習を実施することができるようにしていきます。障害のある者とない者とが地域で共に学ぶ経験を通して、社会性を培い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会を増やしていきます。

〔③ 副次的な籍の取組〕

特別支援学校に通う児童生徒が、交流及び共同学習、副次的な籍の取組を活用し、居住する地域の小・中学校等の児童生徒と教科の学習や学校行事、部活動、ボランティア活動、文化・芸術活動等を一緒に行ったり、メール、手紙や作品の交換等を通じたコミュニケーションを深めたりして、将来の生活基盤となる居住地域での社会参加につながるような取組に努めます。

〔④ パラスポーツを通じたスポーツライフの充実〕

特別支援学校がパラスポーツ推進の拠点となり、パラスポーツ競技用具の貸出しや体育施設の開放を行い、小学校等からの要請に応じて出前授業や授業づくり相談を実施します。パラスポーツを通して、障害のある者とない者が互いの存在を尊重し合い、認め合う社会を実現するため、障害のある児童生徒の豊かなスポーツライフの充実を図ります。

〔⑤ メールマガジンの発行〕

学校の教員をはじめ、多くの県民の方の障害のある人への理解を深められるよう、千葉県の特例支援教育の取組を中心に、障害の特性や障害理解、特例支援教育の現状などを載せたメールマガジンを定期的に配信します。

〔⑥ 特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの拡充〕

特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの拡充を図り、学校と地域・保護者特別支援学校と地域の連携・協働体制を強化するとともに、地域の方の障害のある子供たちへの理解につなげていきます。

【主な施策2】 就学前における早期からの相談・支援の充実

医療・保健・福祉等の関係者や関係機関、NPO等との円滑な連携に資するネットワークを活用して、支援体制を強化し、障害のある子供への早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。

- (1) 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実
- (2) きめ細かな就学相談と学びの場の検討への支援の充実
- (3) 幼稚園、こども園等における支援体制の充実

これまで、特別支援学校における教育相談の他、千葉県総合教育センター特別支援教育部や千葉県こどもと親のサポートセンターにおいて、障害のある幼児児童生徒に対して電話やメール、来所による教育相談を行うとともに、就学相談担当者を対象とした研修の充実、保護者や教職員向けの資料の作成・周知などを行ってきました。また、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実を図ってきました。

今後も支援体制がより一層強化できるように、関係機関等とのネットワークを活用し、早期からの教育相談、きめ細かな就学相談とともに学びの場の検討への支援の充実を図ります。

(1) 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実

【具体的な取組】

〔① 相談窓口の周知による早期からの教育的支援〕

各特別支援学校が作成する教育相談や・支援に関するリーフレット等に、学校、医療、保健、福祉、労働の関係機関相互の連携状況やその成果を引き続き盛り込みます。

また、特別支援学校においては市町村教育委員会や教育事務所と密接に連携し、相談窓口を周知するとともに健康診断や育児相談等の場における教育相談を実施します。そして、幼稚園等への訪問や、盲ろう児を含めた様々な障害の早期発見と早期からの教育的支援に努めます。

〔② 電話相談、来所相談、メール相談の充実〕

県総合教育センター特別支援教育部では、支援を必要とする幼児児童生徒の発達や養育・教育上の悩みについて電話相談、来所相談の他、メール相談、出張相談の充実を図ります。

また、子どもと親のサポートセンターでは、小・中学校等の児童生徒の不登校・いじめ等様々な課題解決と心豊かな成長を支援するために、電話相談、FAX相談、来所相談、メール相談、SNS相談の充実を図ります。

引き続き、この二つの機関が連携しながら、障害のある幼児児童生徒及びその保護者が、安心して相談できるようにします。

〔③ 教育事務所における相談支援体制の充実〕

教育事務所における教育相談の充実のために、知識と経験を有する職員の活用、専任教育相談担当者の配置を推進します。また、市町村教育委員会を通じて、相談窓口の周知に努めます。

さらに、特別支援学校、市町村教育委員会、県や市町村の相談機関等の多角的なアドバイスができる相談支援体制の充実を図ります。

〔④ 相談支援に関わる機関の連携強化〕

特別支援学校、教育事務所、千葉県総合教育センター特別支援教育部、子どもと親のサポートセンター、市町村教育委員会等の教育関係者で行っている相談支援に関するネットワーク会議の情報を発信し、関係者の連携強化を図ります。

また、トライアングルプロジェクト（家庭・教育・福祉の連携）の周知と、取組の推進、教育部門と保健・医療・福祉部門の連携についての具体的な方法の検討と周知、保育所等訪問支援事業や保幼小連携事業を活用した情報の共有と効果的な支援の充実に努めていきます。

(2) きめ細かな就学相談と学びの場の検討への支援の充実

【具体的な取組】

〔① 就学相談における積極的な情報提供〕

就学相談において、小学校及び特別支援学校の教育内容、支援体制を含む基礎的環境整備、就学先の決定方法、就学後の多様な学びの場の活用、合理的配慮決定までのプロセスなどについて、積極的に情報提供を行っていきます。

〔② 健康診断における診断結果の情報共有〕

健康診断において個人情報保護に配慮しつつ、発達や行動等について気付いた内容を、保護者や就学先、関係諸機関との間で共有することにより、適切な教育相談や就学相談が実施できるような体制の整備に努めます。

〔③ 教育支援委員会の柔軟な開催〕

市町村教育委員会、特別支援学校、県や市町村の相談機関等のネットワークを活用し、必要な時に適切な対応ができるように、教育支援委員会を柔軟に開催していきます。

〔④ 医療的ケア児に関する未就学段階の情報収集〕

医療的ケア児が入学直後から充実した学校生活を送ることができるようにするため、未就学段階の医療的ケア児の情報を収集して活用するための体制の整備に努めていきます。

〔⑤ 障害のある幼児の就学に関わる関係機関の連携強化〕

障害のある幼児の就学について、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援所等と綿密な情報共有を行うとともに、更なる連携の強化を図っていきます。

〔⑥ 就学担当者に対する研修の充実〕

市町村教育委員会就学担当者に対する特別支援教育や就学に関する内容の研修の充実を図り、適切に就学相談が実施されるようにするとともに、引き続き、教育支援委員会において就学後のフォローアップを実施するなど、就学支援中心の「点」としての教育支援だけでなく、学校や学びの場の変更を含む就学後の継続的な支援に至る一連の「線」としての教育支援に努めていきます。そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援へとつなげていきます。

(3) 幼稚園、こども園等における支援体制の充実

【具体的な取組】

〔① 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用促進〕

個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用が促進されるよう、県教育委員会や特別支援学校が、保護者や市町村教育委員会、幼稚園等に向け啓発資料を作成するとともに、幼稚園等の職員に対する研修において個に応じた指導・支援のための計画の作成方法や活用効果を周知したり、書きやすく使いやすい計画の様式例を示したりします。

〔② 幼稚園等教職員の専門性向上に向けた研修会への参加促進〕

県教育委員会では、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員をはじめ、幼稚園等教職員の専門性向上に向けた研修機会の充実を図るとともに、私立の幼稚園や保育園等に対し、積極的に情報の提供や研修会への参加を促していきます。また、学習指導課が実施している幼稚園教育課程研究協議会を活用し、関係機関と連携したり、障害者福祉の関係課等と一緒に幼稚園・保育所等訪問や研修会を実施したりして、きめ細かな切れ目のない相談・支援につなげていきます。

〔③ 障害の理解や指導・支援の在り方を助言するための専門職の活用促進〕

県教育委員会では、特別支援教育の知識と経験のある特別支援教育専門家チーム委員や特別支援アドバイザーを市町村教育委員会や幼稚園等に派遣し、障害のある幼児が安心して幼稚園等での生活を送れるよう、障害の理解や指導・支援の在り方、園内体制の充実などについての助言・援助を行います。また、全ての幼児教育施設や保育所等を対象に、県総合教育センター幼児教育アドバイザーの活用推進を図ります。

【主な施策3】 小・中学校等における特別支援教育の充実

小・中学校等の特別支援学級での指導のさらなる充実を図るとともに、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒も含め、全ての障害のある児童生徒が、障害による困難さに配慮した十分な教育が受けられるよう校内体制及び指導・支援の充実を図ります。

また、中学校卒業後も切れ目ない支援体制を整備するために、学校を支える校外からの支援体制の充実を図ります。

小・中学校等においては、これまで特別支援学級での指導や通級による指導において、児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び発達の段階等を踏まえた、教育課程を編成し、学习上又は生活上の困難を改善又は克服するための指導を行ってきました。また、通常の学級においても、発達障害のある児童生徒を含め障害のある児童生徒の特性を理解し、それぞれが抱える困難さに配慮するとともに、児童生徒自身の自己理解を進め、他者との関わりや学習への取り組み方など将来の自立を見据

えた指導を行ってきました。

さらに、校内支援体制を整備し、特別支援教育コーディネーターを中心として学校全体で組織的に障害のある児童生徒の指導・支援に努めてきました。

今後も、障害のある児童生徒が、通常の学級をはじめ通級による指導、特別支援学級において、適切な合理的配慮の提供を受けつつ個に応じた指導・支援が受けられるよう、障害の理解啓発に努めるとともに、指導・支援体制を強化し、個に応じた専門性の高い指導・支援の充実を目指します。

また、将来を見通したキャリア教育の充実を図るとともに、中学校卒業後も切れ目ない支援が展開されるよう、校外からの支援体制の充実を図ります。

【具体的な取組】

〔① 管理職がリーダーシップを発揮した適切な指導及び支援の実施〕

校長等の管理職がリーダーシップを発揮し、全職員が特別支援教育について正しい理解を深められるようにするとともに、交流及び共同学習や特別支援学級における各教科等の指導、全校での指導・支援体制の充実を図ります。また、教職員の適切な役割分担、相互連携のもと、障害のある児童生徒への適切な指導及び必要な支援を実施します。

〔② 通常の学級における発達障害のある児童生徒等への支援〕

通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒又はその可能性のある児童生徒が、自己の特性を理解し、適切に人と関わったり学習に参加したりすることができるよう、障害特性の理解を推進するとともに、学校や学年、学級など集団内における指導・支援の充実に努めます。

また、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にした授業の展開に努め、通常の学級における発達障害のある又はその可能性のある児童生徒への指導・支援の充実を図ります。

〔③ 特別支援学級における実情に合った教育課程の編成〕

引き続き、特別支援学級に在籍する児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握したうえで、自立活動を取り入れることはもとより、各教科の目標や内容を、下学年の目標や内容に替えたり特別支援学校(知的障害)の各教科に替えたりするなど、実情に合った教育課程を編成し、適切な指導及び必要な支援を行うとともに、特別支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級に在籍する児童生徒が共に学ぶ活動の充実を図ります。

〔④ 通級による指導の担当教師と通常の学級担任の連携強化〕

通級による指導において、自立活動の目標や内容を理解した上で、一人一人に応じた特別の教育課程を編成し、障害の状態等に応じて学習上又は生活上の困難の改善、克服を目的とした指導を行うとともに、通級による指導の担当教師と在籍する

通常の学級担任の教師間が連携し、通級による指導における成果が、通常の学級においても発揮されることを目指します。

〔⑤ 遠隔教育などによる通級による指導の充実〕

障害による学習上又は生活上の困難のある児童生徒が適切な指導及び必要な支援を受けることができるよう、通級による指導の拡充を図ったり、他の学校の教師による巡回指導やICTを活用して遠隔教育を実施したりするなど、通級による指導の充実を図ります。

また、障害の状態に応じて、特別支援学校における通級による指導（弱視、難聴、言語、肢体不自由、病弱・身体虚弱）を活用し、専門性の高い指導を行います。

〔⑥ 県教育委員会が作成した自立活動動画の活用〕

県教育委員会が作成した自立活動の動画及びその活用手引集を広く周知し、自立活動についての理解啓発を図ります。また、学校訪問や指導に関する資料の作成、配付を通して、児童生徒の障害の状態や発達段階を的確に把握した上で指導計画に位置付け、自立活動が教育活動全体を通じて行われるようにします。

〔⑦ 教育事務所等の積極的な学校訪問の実施〕

教育事務所の特別支援教育担当指導主事による学校訪問を積極的に行うとともに、特別支援アドバイザー、県特別支援教育専門家チームを速やかに派遣し、障害の正しい理解や、各学校における特別支援教育の現状と課題を明らかにし、それぞれの実情に応じた適切な合理的配慮の提供及び指導の充実を図ります。

〔⑧ 市町村教育委員会、市町村福祉部局等との連携強化〕

市町村教育委員会と市町村福祉部局、そして学校と障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス）との連携を強化し、校外からの支援体制の充実を図るとともに、一貫した指導・支援の実施に努めます。

〔⑨ 隣接する学校間の適切かつ効果的な引継ぎの実施〕

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を推進するとともに、これらの計画を学年間、学校間での引継ぎにおいて活用し、これまで受けてきた指導・支援の内容や合理的配慮の提供の状況などを確実に引継ぎ、各学校における個々の障害に配慮した適切な指導の実施につなげていきます。

幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校など隣接する学校間の引継ぎにおいては、個別の教育支援計画等を活用した引継ぎのみならず、引継ぎの場を設定し互いに情報の共有を図ったり意見交換をしたりするなど、より適切かつ効果的な引継ぎに努めます。

〔⑩ 県教育委員会が作成した資料、成果物の活用〕

県総合教育センターが作成した「特別支援学級担当者の専門性向上パッケージ」や「見てわかる！個別の指導計画作成に役立つシート」、特別支援教育課で作成した「特別支援教育指導資料」や「合理的配慮事例集」等の県教育委員会の資料や研究等の成果物について広く周知し、活用を推進することで、小・中学校等における特別支援教育の理解推進を図りつつ、個に応じた指導・支援の充実を図っていきます。

〔⑪ 中学校卒業後の進路情報を周知する体制の構築〕

高等学校や特別支援学校高等部への進学にあたり、入学するために必要な情報を周知できる体制をつくとともに、中学校卒業後の進路を見通したキャリア教育の充実を図っていきます。

【主な施策4】 高等学校における特別支援教育の充実

高等学校における発達障害やその可能性のある生徒の卒業後を見据えた適切な指導の充実、及び就労支援体制の構築を図るとともに、中学校や特別支援学校、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を更に深め、キャリア教育の充実に努めます。

これまで県教育委員会では、各学校の特別支援教育推進の要である特別支援教育コーディネーターの育成や、研究校を指定し支援体制整備を進めるなど、高等学校における特別支援教育の充実に取り組んできました。また、文部科学省や本県の研究事業を通して、高等学校における特別支援教育の充実、高等学校における通級による指導についての研究を進めてきました。さらに、高等学校に在籍する障害のある生徒の学校生活の充実のため、特別支援教育支援員の配置についても取り組みました。

平成30年度に、改正学校教育法施行規則が施行され、高等学校における通級による指導が制度化され、本県では県立幕張総合高等学校と県立佐原高等学校の2校において通級による指導を開始しました。その後、県内における配置バランス等を考え、令和3年度現在では、前述の2校に、県立袖ヶ浦高等学校、県立千葉大宮高等学校、県立松戸向陽高等学校、県立松戸馬橋高等学校、県立佐倉南高等学校、県立船橋豊富高等学校、県立長生高等学校、県立君津青葉高等学校の8校を加え、計10校において高等学校における通級による指導を実施しています。

特別支援教育支援員については、教室移動や食事、衣服の着脱など生活全般の介助を必要とする生徒に対して配置しており、令和3年度現在、肢体不自由のある生徒12名に対し、特別支援教育支援員を配置しています。

引き続き、高等学校における特別支援教育を推進し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を実施するとともに、卒業後の自立を見据えたキャリア教育の一層の充実を図ります。

【具体的な取組】

〔① 管理職がリーダーシップを発揮した適切な指導及び支援の実施〕

校長等の管理職がリーダーシップを発揮し、特別支援教育コーディネーターを要とし、生徒指導主事、進路指導主事、通級による指導の担当教師等の連携により、学校全体で、障害の理解推進及び一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を実施します。

〔② 個別の教育支援計画、個別の指導計画の積極的活用〕

高等学校においても発達障害（又はその可能性のある生徒も含む）を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを踏まえ、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、特別支援教育の指導状況や合理的配慮の提供の状況等について、関係する教科担任教師間や関係機関と情報を共有したり、進路先への引継ぎをしたりするなど積極的な活用を図ります。

〔③ 中学校の特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事との連携推進〕

中学校等と高等学校の特別支援教育コーディネーターや生徒指導主事との連携の場を設定し、個々の生徒についての情報を共有したり意見交換をしたりするなど、より中学校等と高等学校の連携を推進していきます。

〔④ 通級による指導実施校の連絡協議会による指導の充実〕

通級による指導実施校の連絡協議会を計画的に開催し、通級による指導担当教師間のみならず実施校の管理職間における情報交換、課題に対する協議を実施し、通級による指導の指導体制、指導方法の充実を図っていきます。また、現在通級の指導を行っている高等学校を拠点とした巡回指導について、実施に向けた検討を行います。

〔⑤ 特別支援学校の就労支援コーディネーターとの連携強化〕

高等学校に在籍する障害のある生徒の進路の実現に向けて、キャリア教育の充実に努めるとともに、高等学校の進路指導主事と特別支援学校の就労支援コーディネーターとの連携を推進するなど連携を強化し、特別支援学校の有する自立活動の指導のノウハウや障害のある生徒の就職等に関する知見の活用をしていきます。

〔⑥ 生徒の自己理解の促進〕

高等学校生活を通して、障害のある生徒又はその可能性のある生徒の自己理解を促進するとともに、苦手なことに対する対処法についての学びを通して自信と意欲の向上を図っていきます。

〔⑦ ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携推進〕

高等学校に在籍する障害のある生徒のうち、就労を希望する生徒への支援を充実させるのため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携を推進していきます。

【主な施策5】 特別支援学校における教育の充実

障害のある幼児児童生徒が、持てる力を発揮して自立し社会参加できるように、多様なニーズを把握し、障害の状態や特性に応じた指導の充実を図ることで一人一人の資質・能力を育てていきます。そのため、ICT活用により学習活動の質を高めるなど、教育環境を整え、学習指導要領の着実な実施を進めていきます。

第2次計画では、知的障害特別支援学校において、学習指導要領に即した各教科等の指導と評価の在り方の開発や、教育課程の改善に取り組んできました。また、学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育や障害の特性に応じた指導を行うなどに努めてきました。

学習指導要領では、資質・能力の3つの柱に基づき整理された各教科等の目標・内容の理解を深め、幼児児童生徒の実態に応じた指導の工夫改善を通じて、個に応じた指導の充実を求めています。今後、家庭や地域との連携をさらに深め、ICTを活用した教育をさらに推進していくなど、新しい教育を意識した教育課程の改善に取り組み、学習指導要領の着実な実施を進めていきます。

【具体的な取組】

〔① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、教育課程の改善〕

学習指導要領に示された資質・能力の育成に向けて、ICTを最大限活用しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めていきます。障害の状態や特性等に応じた各教科等における指導内容の精選や各教科等における指導方法の精選や指導方法の工夫、学習評価の在り方に関する研究を実施することで、教育課程の改善に取り組んでいきます。

〔② ICTを活用した指導の充実〕

児童生徒の障害の状態等を踏まえながら、ICTを活用した学習活動等を積極的に実施し、それにより実現される新しい学習活動について、個別最適な学びと協働的な学びの要素が一体的に組み合って充実していけるよう、どの障害種の特別支援学校においても、ICTを活用した指導の充実を図ります。

〔③ 副次的な籍を活用した取組の研究の実施〕

特別支援学校と児童生徒が居住する地域とのつながりや、地域との結び付きをさらに強め、居住地校交流や、知域の学校との交流及び共同学習が、児童生徒の状況に応じて段階的・継続的に取組を進めていくことができるように、副次的な籍を活

用した取組を研究していくなど、小・中学校並びに高等学校と特別支援学校との交流及び共同学習の一層の推進を図ります。

【主な施策6】 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進

一人一人の障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、合意形成されたその合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図ります。また、定期的に合理的配慮の見直しを行い、その時点での適切な合理的配慮の提供に努めるとともに、合理的配慮の提供の状況を次の進路先に引継ぎ、切れ目ない支援の充実を図ります。

これまで、県教育委員会では、県内の全公立幼稚園、学校の管理職及び全市町村教育委員会の指導主事及び管理主事を対象に、3年間をかけて「インクルーシブ教育システム研修会」を各地域で実施し、合理的配慮や基礎的環境整備の基礎的な知識、提供までのプロセスや留意事項等についての理解啓発を図ってきました。その後も各種研修会等を通して、合理的配慮の提供の在り方について、理解推進を図っています。平成29年3月には、「合理的配慮事例集～小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の事例を中心に～」を作成し、平成31年3月には、「合理的配慮事例集～高等学校に在籍する発達障害の可能性のある生徒の事例を中心に～」を作成し、全ての教職員が、一人一人の生徒の特別な教育的ニーズに応じた合理的配慮を適切に提供できるよう例示しました。

さらに、千葉県総合教育センター等における研修では、県内全ての学校において、障害の有無にかかわらず全ての幼児児童生徒が分かり、学習や学校生活への興味や意欲が向上する授業づくりや学級づくりを推進してきました。

引き続き、学校における合理的配慮の好事例を事例集としてまとめるなどして、全ての公立幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等において合理的配慮が適切に提供されるよう努めます。

【具体的な取組】

〔① 教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供〕

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供を徹底し、引き続き障害特性の理解促進を図ります。また、「小・中学校等版合理的配慮事例集」「高等学校版合理的配慮事例集」の改訂し、新規事例を追加したり、モデル校による実践発表、「幼稚園における合理的配慮事例集」の作成などを行ったりして、合理的配慮の正しい理解の推進を図ります。

〔② 教職員のスキルアップにつながる支援環境づくりの推進〕

適切な指導・評価の実践が広がるよう、教職員のスキルアップにつながる参考資料の作成や、Web上の支援サイトの開設などの支援環境づくりを推進します。

また、2、3年に一度、教職員向けの「特別支援教育指導資料」を作成し、各市町村教育委員会及び各学校に配付することで、教職員の特別支援教育や障害に対する理解推進、指導力の維持・向上に努めます。

さらに、千葉県総合教育センターとの連携により、県内全ての公立学校を対象とした特別支援教育に関する研修の充実を図っていきます。

〔③ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画のさらなる活用推進〕

特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒に係る個別の教育支援計画及び個別の指導計画のさらなる活用を目指します。また、合理的配慮の提供の申出のあった通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対する個別の教育支援計画の活用率も100%を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援をより充実させるとともに、合理的配慮を含む支援の提供が、切れ目なく確実に引き継がれるよう努めます。

〔④ 分かる授業づくりの推進〕

通常の学級に在籍する障害のある又はその可能性のある児童生徒に対して、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にした授業の展開に努めるとともに、学習指導案に、学習の困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを具体的に明記することを推進し、障害の有無にかかわらず全ての児童生徒に分かる授業づくりに努めます。

〔⑤ 合意形成に向けた建設的な対話による充実した学校生活の実現〕

本人や保護者が、容易に合理的配慮の申出ができるように、県教育委員会及び市町村教育委員会、各学校は積極的に様々な合理的配慮に関する情報の発信に努めます。また、本人及び保護者の意思を最大限尊重し、合意形成に向けて協議を行うとともに、実施に当たって均衡を失した又は過度の負担であると判断した場合は、代替案を示すなど建設的な対話に努め、障害のある幼児児童生徒の充実した学校生活の実現に努めます。

〔⑥ 定期的な合理的配慮の見直し〕

学期末や年度末など、定期的に合理的配慮の見直しを実施し、幼児児童生徒の実状に応じた、その時点で最も適切な合理的配慮の提供に努めます。また、個別の教育支援計画等に合理的配慮の提供状況を記載し、進級や進学等の際に、個別の教育支援計画等を活用した引継ぎを行い、切れ目ない支援の充実を図ります。

【主な施策7】 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実

障害や障害のある幼児児童生徒の教育について高い専門性のある外部人材の配置及び活用を通して、各学校等における特別支援教育の指導・支援体制の充実、教職員の指導力向上を図るとともに、学校を支える外部人材の配置を推進し、各学校等の指導・運営体制の強化を図ります。

また、地域の教育資源を積極的に活用し、学校運営や学習指導、生活指導の充実を図るとともに、地域の方々の特別支援教育の理解啓発を図ります。

県教育委員会では、特別支援アドバイザーや特別支援教育専門家チームを配置し、各学校等の要請に応じた派遣を通して、各学校における特別支援教育体制整備、教職員の幼児児童生徒理解及び指導力向上を図ってきました。

また、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、歯科医師や臨床心理士等の外部人材を特別非常勤講師として特別支援学校に配置し、教職員の専門性向上を図ってきました。

さらに、市町村教育委員会では、障害のある幼児児童生徒の幼稚園や学校等での充実した生活のため、学習上又は生活上の支援を行う特別支援教育支援員の配置に積極的に取り組んできました。県教育委員会においても、高等学校に在籍する障害のある生徒に対する特別支援教育支援員の配置に取り組んできました。

公民館や図書館など公的機関を積極的に活用するとともに、地域の様々な職種の方や技術を持っている方の活用を推進しました。

引き続き、専門性のある外部人材の活用を推進し、指導・支援の充実及び教職員の専門性向上に努めるとともに、優れた知識、技術・技能を持つ地域の社会人や地域の様々な機関を活用し、学校運営や学習、生活指導の充実を図ります。

【具体的な取組】

〔① 特別支援学校での勤務経験がある人材の活用〕

特別支援学校での勤務経験のある特別支援アドバイザーや特別支援教育専門家チーム委員として配置し、各学校等の要請に応じた派遣を通して、幼稚園、小・中学校等における特別支援教育支援体制及び教職員の指導力向上を図ります。

〔② 学校教育法施行規則に規定された職員の活用〕

学校教育法施行規則に位置付けられている特別支援教育支援員や情報通信技術支援員、教員業務支援員、医療的ケア看護職員等の配置を推進し、安心して充実した学校生活を送ることができるよう。各学校等における指導・運営体制の強化を図ります。

〔③ 特別支援学校の関係者に相談や助言を行う人材の配置〕

特別支援学校の幼児児童生徒・保護者・教職員へ適切な相談や専門的な助言を行うことができるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの他に、100名を超えている特別支援学校の医療的ケア看護職員全員を総括・指導する役割を担う看護師の配置に向けた取組を推進します。

〔④ 特別支援学校に対する技術・技能を有する人材の活用〕

特別支援学校に、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、歯科医師、臨床心理士等の外部人材を活用し、優れた知識や技術・技能にもとづいた指導助言を受けることで、教職員の専門性向上を図ります。

〔⑤ 公民館や図書館など地域の公的機関の積極的な活用〕

公民館や図書館など地域の公的機関を学習指導や生活指導に積極的に活用するとともに、地域の様々な職種、優れた知識や技術・技能を持っている方を講師として活用し、学校運営や学習、生活指導の充実を図ります。

【主な施策8】 医療的ケアを必要とする子供等への支援の充実

特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対し、高度な医療的ケアに対応し、安全で確実な医療的ケアの実施ができるよう、教員及び医療的ケア看護職員への研修の充実に努めます。

また、医療的ケア児支援法の成立に伴い、小・中・高等学校等の全ての学校に在籍する医療的ケア児受け入れに必要な体制整備を行っていきます。

これまで、本県では、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安全安心で健康的な学校生活を送ることができるよう、医療的ケアの内容に応じた対応に努めてきました。県立特別支援学校では、安全で確実な医療的ケアを実施できるようにするため、医療的ケアを実施する医療的ケア看護職員及び医療的ケア児を担当する教員に対して、医療的ケア指導医から直接、基本的な知識・技術及び支援の方法を学ぶ研修会を実施しています。また、県総合教育センターでは、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に関わる教員に対して障害児理解等の研修会を実施するなど、教員等の専門性の維持向上に努めてきました。

今後は、令和3年9月18日付施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、国や地方公共団体、学校設置者等に責務が課されたことを受け、教員及び医療的ケア看護職員等の専門性向上のための研修、並びに地域の小・中学校等への支援を行い、医療的ケア児に対する実施体制の構築及び充実に努めます。

【具体的な取組】

〔① 医療的ケア看護職員等の校外行事への同行〕

県立学校においても引き続き、学校からの申請により、修学旅行及び校外学習に、医療的ケアが必要な児童生徒等が安全に修学旅行等に参加するため、医師及び医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員が同行できる体制の充実を目指し、同行する医師等の派遣先医療機関の確保に努めます。

〔② 医療的ケア児への理解促進〕

医療的ケア児への理解をさらに深めるため、小・中学校等の教員への研修等を行ったり、小・中学校等への医療的ケア実施体制について、教育機関並びに福祉・行政等の関係機関と検討を行ったりすることで、医療的ケア実施体制の構築を行います。

〔③ 医療的ケア児の通学支援の体制整備に向けた検討〕

医療的ケア児が安心・安全に登校できるよう、送迎にかかる保護者の負担軽減も踏まえ、福祉タクシー並びにスクールバス等の利用や、医療的ケア看護職員の配置等、医療的ケア児の通学支援について、他県の状況を研究するとともに、本県での体制整備に向けて、具体的な検討を行います。

〔④ 医療的ケア実施体制の構築及び教員の指導力向上〕

医療的ケアについて知識を有する専門家チームなどを配置し、医療的ケア児が在籍する各学校等の要請に応じて派遣することで、各学校における医療的ケア実施体制の構築及び教員の指導力の向上を図ります。

〔⑤ 医療的ケア看護職員の認知向上〕

医療的ケア看護職員の認知度向上を目指すため、学校における医療的ケアや医療的ケア看護職員の役割等について、医療、福祉、労働、教育等の関係機関に広く周知を図ります。

〔⑥ 医療的ケア看護職員の専門性の維持・向上〕

学校に勤務する全ての医療的ケア看護職員の専門性の維持・向上を目指した研修体系の構築を図ります。同時に講師や研修協力病院の拡充を図ります。

II 特別支援学校の整備と機能の充実

特別支援学校の過密状況の解消に向けた整備については、平成23年3月に策定した「県立特別支援学校整備計画」に基づき整備を進め、平成29年度までに新設校8校、分校2校の開設、1校の増築を行いました。また、平成29年10月に策定した「第2次県立特別支援学校整備計画」に基づき、新設校1校の開設、作業棟2棟の増築、教室棟2棟の増築を行いました。

さらに、市原特別支援学校及び松戸特別支援学校の過密状況の緩和のため、各校の通学区域の変更を行いました。

令和3年1月に中央教育審議会から答申「『令和の日本型学校』の構築を目指して」が出され、障害のある子供の学びの場の整備や連携の強化など、新しい時代の特別支援教育の在り方が示されました。これを受け、文部科学省では、令和3年9月、特別支援学校の教育環境改善を目指した、「特別支援学校設置基準」（以下、「設置基準」という）を公布しました。これは、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準として初めて制定されたもので、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定されております。既存の学校については、「なお従前の例によることができる」とされていますが、児童生徒数の増加に伴う過密状況の解消に向けた対応に加え、今後は、過密状況の解消のための合同使用教室や普通教室に転用した特別教室の再整備など、教育環境改善に向けた対応も必要であると考えます。

特別支援学校の機能の充実についてですが、平成18年の学校教育法の改正が行われ、特別支援学校が地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすことが、明確に位置づけられました。

これまで、本県の特別支援学校においても、障害のある又はその可能性のある幼児児童生徒に対する教育相談、地域の学校の要請に応じた教育相談や研修会、医療や福祉、労働、教育機関からの要請による研修会や会議、特別支援学校卒業生や一般の方への施設設備の提供などに協力するなど、地域の特別支援教育のセンター的機能を果たすべく努めてきました。令和2年度における相談等の対応件数ですが、合わせて9千件近くになります。

本県では、平成13年度に、千葉聾学校が小・中学校等の児童生徒に対して通級による指導（難聴）を開始して以降、弱視、難聴及び言語障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の障害種について、特別支援学校における通級による指導を実施してきました。令和3年度は、特別支援学校17校が延べ32の障害種に対する通級による指導を実施しています。

一方で、障害のある幼児児童生徒が、居住地により近い所で専門性の高い教育が受けられるよう、総合的な教育機能を有する特別支援学校の展開にも努めてきました。複数の障害種に対する教育機能を有する特別支援学校は、平成28年度は6校でしたが、令和3年度は8校となりました。

特別支援学校では、その他にも障害の状態に応じて様々な教育を展開しています。障害により学校への通学が困難な児童生徒に対して、家庭や病院、施設への訪問教

育を実施してきました。令和3年5月1日現在、県立特別支援学校23校が81名の児童生徒に対して訪問教育を実施しています。

今後も、過密の状況や通学の利便性向上等を踏まえた特別支援学校の計画的な整備、障害特性に応じた施設や環境の計画的な整備に努めるとともに、複数障害種に対する教育機能や小・中学校等に対する通級による指導などの支援機能の充実を図ります。また、これからの時代を見据え、新たな教育活動や特色ある特別支援学校づくりを推進します。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状 (令和2年度)	中間目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
福祉、保健医療、労働などの関係機関等との連絡・調整会議に参加した回数	1495回	増加を目指します	増加を目指します
特別支援教育の理解啓発のために地域に働きかけた研修会等の回数	289回	増加を目指します	増加を目指します
検討中 特別支援学校におけるコミュニティー・スクール校数	2校	校	校

【主な施策1】 特別支援学校の計画的な整備

過密の状況、緊急性、児童生徒数の動向、通学の利便性向上などを踏まえ、「県立特別支援学校整備計画」等により、計画的に整備を進めていきます。

特別支援学校の専門性への評価や期待の高まりなどにより、知的障害特別支援学校を中心に特別支援学校の児童生徒数が急激に増加しています。そのことにより、教室不足の状況や施設の狭隘化の過密状況が続いています。

この過密状況を解消するため、これまで、具体計画である「第2次県立特別支援学校整備計画」に基づき対応を進めてきました。今後も過密状況が見込まれることから、具体計画として策定する「第3次県立特別支援学校整備計画」に基づき、引き続き特別支援学校の児童生徒数増加に伴う教室不足や狭隘化の過密状況への対応を進めるとともに、特別支援学校設置基準の趣旨に鑑み、教育環境の改善を図れるよう、計画的に対応を進めていきます。

【具体的な取組】

〔① 県立特別支援学校の計画的な整備〕

千葉・葛南地域、東葛飾地域及び北総地域、南房総地域の東京湾アクアライン着岸地域周辺の過密状況の著しい知的障害特別支援学校と肢体不自由特別支援学校について、「第3次県立特別支援学校整備計画」に基づき、特別支援学校の新設を含めた整備を行い、計画的に対応を進めていきます。

〔② 総合的な教育機能を有する特別支援学校の充実〕

これまでに地域の拠点として整備を進めてきた総合的な教育機能を有する特別支援学校（複数障害種に対応する特別支援学校）について、職員の配置や研修の実施などにより、より一層の充実を目指します。

また、今後も地域の実情に応じて、総合的な機能を有する特別支援学校の設置を検討していきます。

〔③ 学校施設の防災機能の強化〕

感染症や大規模災害・事故における事前の備え、初動対応、情報共有体系の充実に努めます。また、学校ごとに避難所として求められる役割、備えるべき機能等を明確化し、優先順位をつけて移転等を含めた対応を検討し、学校施設の防災機能の強化に努めていきます。

【主な施策2】 障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備

障害のある児童生徒等が、その能力や可能性を最大限に発揮し、自立や社会参加に向けて、適切な環境で学習することができるよう、障害特性に配慮した施設・設備、学習環境の計画的な整備に努めます。

令和3年9月に、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準として文部科学省から公布された「設置基準」の趣旨に鑑み、今後は、過密状況の解消のための合同使用教室や普通教室に転用した特別教室の再整備など、教育環境改善に向けた対応も必要であると考えます。

各学校の児童生徒数や教室の使用状況等を把握し、必要に応じて施設及び設備の整備に向けた対応を学校ごとに検討していきます。

【具体的な取組】

〔① 設置基準への対応等〕

自立活動室、図書室、保健室の整備をはじめとして、設置基準に適合していない施設整備に向けた対応を学校ごとに検討するとともに、必要に応じて、施設設備の老朽化の改善に努めます。

〔② 障害特性に配慮した施設設備の整備〕

障害特性に配慮した施設設備の整備に当たっては、障害に適応した教育を実施する上で必要とする設備について十分検討をし、学習環境の整備に向けた対応を検討していきます。

〔③ 児童生徒の安全を第一に考えたスクールバスの運行〕

スクールバスについては、強度行動障害等への対応席を確保するとともに、乗車を希望する児童生徒全員（高等部で自力通学が可能な生徒や常時医療上の特別な配慮が必要な児童生徒を除く）の利用ができるよう、特別支援学校からの増車要望やスクールバスの乗車希望数、運行時間等を考慮しながら、スクールバスの更新や増車等の対応を行っていきます。

「県立特別支援学校スクールバス配置方針」を策定し、医療上常時特別な配慮が必要な児童生徒の通学支援の研究や、障害特性に配慮したスクールバスの適正配置、乗車人数の検討、必要対応席の確保等を考慮しながら、児童生徒の安全を第一に考えたスクールバスの運行に向けて、対応を行っていきます。

【主な施策3】 特別支援学校が有する多様な教育機能・支援機能の充実

小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒等や、通級による指導を受けている児童生徒等について、教育的ニーズに応じた適切な教育が提供できるよう、センター的機能の役割をさらに充実していきます。

これまでも、特別支援学校では、特別支援教育に関する地域のセンターとしての役割を果たし、地域からの相談の対応や支援ネットワークの構築、通級による指導など、教育上の高い専門性を生かしたセンター的な機能を発揮し、要請に応じて地域の小・中学校等を積極的に支援してきました。

今後も、小学校等の特別支援学級に在籍する児童生徒数や通級による指導を受けている児童生徒数の増加等が見込まれることから、地域の学校や関係機関と連携しながら、専門性を生かしたセンター的機能の役割をさらに充実していきます。

【具体的な取組】

〔① 多様なニーズに対応するための支援の充実〕

特別支援教育に関する地域のセンターとしての役割を果たしていくため、今後も各学校が蓄積してきた専門性を生かし、地域の市町村教育委員会や学校、関係機関との連携をより一層深め、多様なニーズに対応するための支援の充実に努めます。

〔② 特別支援学校が有する指導方法等の提供〕

高等学校における「通級の指導」について、特別支援学校が有する指導方法等の提供、及び高等学校教員の資質の向上に資することを目的とした情報交換や研修の場を更に充実させます。

〔③ 通級による指導を担当する教職員の専門性の向上〕

特別支援学校が有する専門性や様々な教育機能を活用した通級による指導について、担当する教職員の専門性の向上を図るための研修を充実していきます。また、今後も市町村と連携し、地域に設置するサテライト教室の整備等について助言をしていきます。

＊サテライト教室 特別支援学校が地域に設置する通級指導教室。指導担当者が定期的に出向き指導を行う。

〔④ 病院に入院している児童生徒の学習保障〕

県内各地にある病院に入院している児童生徒の学習保障に資するよう、ICT を活用し、県内どの病院にいても学習が途切れることなく受けることができるシステムを、小学校、中学校、高等学校と連携を図りながら進めていきます。

【主な施策4】 多様な教育的ニーズに応える特色ある学校づくりの推進

一人一人の児童生徒が、これからの VUCA 時代の中で必要となる資質・能力を育むとともに、自分のよさや可能性を認識しながら持てる力を高め、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り開いていくことができるように、時代に応じた新たな教育活動や、個別最適な学びを進める特色ある学校の在り方を検討していきます。

また、未来を担う児童生徒の成長を支えていけるように、学校と家庭、地域社会が目標を共有し、互いに連携・協働する体制づくりを進めるとともに、各校が、学校外の協力を得て、特色ある学校づくりを進めるための取組を推進する方策を検討します。

※VUCA→先行きが不透明で、将来の予測が困難な状態のこと。

特別支援学校では、総合的な教育機能を有する特別支援学校を県全域に展開することで、学校の教育機能や支援機能を多様化し、全ての学校に在籍する障害のある児童生徒が各障害に応じた専門性の高い教育を受けられるようにしています。今後、児童生徒が新しい時代でより豊かな人生を切り開いていけるように、一人一人のニーズに応え、時代に応じた教育活動のあり方を検討していきます。

【具体的な取組】

〔① 個別最適な学びと協働的な学びを進める特色ある学校の在り方の検討〕

急激に変化する時代の中で必要となる資質・能力を育み、一人一人の児童生徒が豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるように、新たな教育活動や、個別最適な学びと協働的な学びを進める特色ある学校の在り方を検討していく検討委員会を立ち上げます。

＊持続可能な社会 地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とす

るものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会。

〔② 専門学科、普通科職業コースの在り方の検討〕

これまで、特別支援学校高等部では、職業教育を中心に行う専門学科や普通科職業コースを9か所設置するなど、卒業後の就労を目指した職業教育の充実を図ってきました。現在、地域によって倍率の差が出てくるなど、新たな課題が出てきます。今後、教育内容を含め、ニーズに応じた在り方を検討していきます。

〔③ 寄宿舎の新たな活用方法の検討〕

特別支援学校卒業後の将来を見据えて、誰もが自立し社会参画できるようになることを目指し、学校で生活訓練や社会体験ができるように、寄宿舎の新たな活用方法を検討していきます。

〔④ 地域の実情に応じた学校運営と体制づくり〕

地域の実情に応じた学校運営と体制づくりを目指し、学校と家庭、地域社会が目標を共有し、互いに連携・協働しながら児童生徒の資質・能力と全人的な成長を支える「地域とともにある学校づくり」を行うため、特別支援学校におけるコミュニティ・スクール導入と地域学校協働との一体的な活動を促進します。

Ⅲ ICTの利活用による教育の質の向上

いまや日々の学習や生活のあらゆる場面にICTが浸透し、当たり前のように利活用されています。障害のある児童生徒もスマートフォンやパソコンに触れる機会が増え、巧みに使いこなしている児童生徒もいます。さらに、これから Society5.0 時代が到来すると言われていています。その Society5.0 社会においては、今まで以上に人工知能（AI）、ビッグデータ、IoT(Internet of Things)、ロボット等といった最先端技術が医療、教育、経済、福祉などのあらゆる分野に取り入れられていきます。今ある職業がAIにとってかわっているかもしれません。一方、移動支援AIロボットにより肢体不自由のある人が好きな場所に介助なしで行けるようになっているかもしれません。これらは、障害による様々な困難を改善し、障害のある人の生活の在り方をも変えるとともに、QOLを大きく向上させるでしょう。

障害のある児童生徒が、個々の障害の状態等に応じてICTを正しく使いこなし、自分らしい生き方をしていけるようにするためには、特別支援教育においてもICTの利活用による教育の質の向上が求められます。その際、大切なことはICTを利活用することが目的ではなく、なんのためにICTを利活用するのかを明確にしていくことです。特別支援教育におけるICT利活用には次の二つの視点があります。

視点1 教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするために、ICTを利活用する視点です。これは、教科等又は教科等横断的な視点に立った資質・能力であり、障害の有無や学校種を超えた共通の視点となります。

視点2 障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために、ICTを利活用する視点です。これは、自立活動の視点であり、特別な支援が必要な児童生徒に特化したものです。各教科及び自立活動の授業において、個々の実態等に応じて実施します。

本計画では、「GIGA スクール構想」を踏まえ、必要なICT環境を整えるとともに、二つの視点を基に目的を明確した上で、ICTを適切に利活用した学習活動の充実を図ることで、個別最適化された学びを実現し、教育の質の向上及び障害者の社会参画を促進します。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状 (令和2年度)	中間目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
ICT利活用のための手引きを使った校内研修を実施する。	— 校	37校	37校
ICT実践事例集に、遠隔教育などのICTを活用した授業実践を発表した学校	— 校	37校	37校
児童生徒のICT活用を指導することができる教員	73.7%	90%	100%を目指します
ICT支援員等の配置	— %	%	%
校務支援システムの導入	— %	100%	100%
オンラインによる個別面談や、保護者、学校、医療、福祉関係機関との相談、面談、会議等の参加の手段としてオンラインを提示している学校数	— 校	校	校
相談機関リストの作成・更新を行った学校数	— 校	校	校

【主な施策1】 ICT活用による指導の充実

基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるようにするとともに、障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、児童生徒が最大限の力を発揮できるよう、ICTを利活用して学ぶ場面を効果的に授業に取り入れることで、学習指導や進路指導の充実を図ります。

また、特別な支援が必要な児童生徒の学習機会の確保や、災害や感染症等による学校の臨時休業など緊急時においても学びを保障する取組として、オンライン学習システムを推進します。

これまで、病弱特別支援学校をはじめ、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害のいずれの特別支援学校においても、ICTの活用により、指導の充実に取り組んできました。また、県の研究指定事業において、ICT機器を活用した授業実践をテーマにして取り組む学校を指定し、研究成果を発信するなど、ICTを利活用した教育の充実を図っています。

引き続き、教師や児童生徒がICTを利活用して学ぶ学習を効果的に取り入れ、主体的・対話的で深い学びを実現することで、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことができるように、個に応じた指導の充実を図っていきます。

【具体的な取組】

〔① ICTを利活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現〕

児童生徒の障害の状態や特性等に応じてICT機器を利活用することで、学習意欲や興味・関心を高め、「主体的・対話的で深い学び」を実現するなど、学習活動の充実を図ります。また、ICT利活用のための手引きを作成し、各校に発信することで指導力の向上を図ります。

〔② web会議システムを活用した遠隔教育の推進〕

病気療養の児童生徒に対する学習指導、学校間や外部の多様な人々とつながる授業など、学習が途切れることなく受けることができるようにするため、小学校、中学校、高等学校と連携を図りながらweb会議システムを活用した遠隔教育を推進します。

〔③ ICTを利活用した学習活動の充実〕

ICTを活用した自立活動や職業教育の実践や、障害の重い児童生徒のバーチャルな体験活動、各教科の学習など、学習活動に関する研究や実践を行い、ICTの効果的な利活用について検証します。また、検証した効果的な取組については、実践事例集を作成して発信し広く共有することで、各学校におけるICTを利活用した学習活動の充実を図ります。

【主な施策2】 ICT環境の整備

学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力（情報モラルを含む）の育成を目指し、学習活動において積極的にICTを活用できるように、教育用コンピュータ及びタブレット端末や、通信環境の整備・更新を進めます。

また、校務支援システムを導入するなどのICT化を図ることで、学校における校務の負担軽減を図り、教員の児童生徒に向き合う時間を確保します。

特別支援学校では、児童生徒の情報活用能力を高めるため、タブレット端末等の教育用コンピュータや、無線LAN等の情報通信環境の整備を計画的に実施するなど、学校におけるICT環境の整備を進めてきました。

また、障害の状態に応じて、誰もが授業でICT機器を活用して学びを深めることができるように、視線入力装置など、障害による困難を改善するための機器の整備も進めています。今後も、各学校において、ICT機器や情報通信環境などを積極的に活用した学習活動の充実を図るために、学校におけるICT環境の整備を進めていきます。

*視線入力装置 目の動きだけでコンピュータの操作を可能にする装置。

【具体的な取組】

〔① 教育用コンピュータや学習用タブレット端末の整備・更新〕

児童生徒が授業で当たり前のようにICTを利活用し、学習の基盤となる資質・能力を育てていくことができるように、教育用コンピュータや学習用タブレット端末の整備・更新を進めます。必要な環境を整えることで、ICTを適切に利活用した学習活動の充実を図ります。

〔② 障害の状態に応じた支援機器の整備〕

障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、児童生徒一人一人の学習指導の効果を高めるため、障害の状態に応じた支援機器の整備を進めていきます。

また、児童生徒の障害に応じたICTの日常的な利活用促進のため、ICT支援員等支援人材の配置を検討していきます。

〔③ 教職員のICT活用指導力の向上〕

障害に応じたICTの積極的な活用と、授業におけるICT利活用を進め、情報モラルの育成や「わかる授業」を実現するために、一人一人の教員がICT活用指導力の向上の必要性を理解し、自ら研修を進めていくことができるように、校内の情報教育を推進する教員や、外部人材を活用した校内研修を行うことで、教職員のICT活用指導力の向上を図ります。

〔④ 校務の効率化〕

校務の効率化・負担軽減を図るために、事務的作業や成績処理に関する作業をサーバ上で一括して処理できる機能や、掲示板機能、教材等の共有機能を持つ校務支援システムの導入を進めていきます。これらの業務改善により、児童生徒と向き合うことができる時間を確保します。また、万全なセキュリティ対策を講じた上で、個別の教育支援計画等をデータベース化し、関連施設との引継ぎ等を効率的・効果的に進めていきます。

【主な施策3】 ICTを活用した関係機関との連携

児童生徒の学習や生活における支援のためには、家庭、医療、福祉等の関係機関との連携が必要不可欠です。ICTを活用してのオンラインによる会議等で、より多くの関係機関からの助言等を得ることで、児童生徒へのよりよい支援へつなげます。

学校関係者だけでなく、外部の専門家も集めたケース会議は、児童生徒の支援のみならず、保護者との連携等にも有効であり、今後も必要です。しかし、時間や場所の制約のために必要な専門家が集まらない、開催するまでに時間を要する等の課題もありました。時間や距離の制約を受けにくいICTを活用することで、より多くの専門

家との連携を図り、児童生徒への個別最適な支援へとつなげていきます。

【具体的な取組】

〔① ICTを活用した関係機関とのネットワーク構築〕

児童生徒の実態把握・情報共有、引継ぎ等を、ICTを活用して、医療や福祉、労働等の関係機関が一体となって行う体制づくりを進めていきます。

例えば、オンラインで個別の教育支援計画・個別の指導計画を保護者、学校、医師、福祉、放課後等デイサービス等の関係者で検討し合い、作成していくことが挙げられます。また、卒業後の進学先、就労先への引継ぎに際して、オンラインでつなぐことで、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用を確実にしていくこと可能となります。よりよい関係機関とのネットワークの構築の在り方についても研究を進めます。

〔② 各家庭に対するICTの活用推進〕

ICTの活用は、学校生活以外の日常生活の場においても、生活を豊かにするために必要不可欠なものになっていることから、各家庭に対してICTの活用を推進し、常に児童生徒が自分に合ったICTを活用できる環境についての啓発をしていきます。

また、長期休業中や臨時休校において、家庭からのオンライン相談等を受けることにより、保護者支援につなげていきます。

〔③ ICTを活用した関係機関との積極的な情報交換〕

児童生徒の地域での生活を支える社会教育関係者や地域の民生委員・児童委員等、外部人材と連携・協働するためにICTを活用した会議を積極的に行い、関係機関による情報交換の機会を増やしていきます。

〔④ ICTを活用したケース会議やオンライン授業研究会の実施〕

小・中学校、高等学校、特別支援学校、教育委員会等によるケース会議やオンライン授業研究会を実施し、効果的なICTの活用に努めます。各学校間での情報共有や研修の充実につなげます。

IV 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

本県の特別支援学校では、障害のある幼児児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに対し、将来の自立と社会参加を見据え、適切な指導及び支援の充実に努めるとともに、卒業後の生活が豊かなものになるよう、地域の福祉や医療、労働関係機関等と連携しながら支援の充実を図っています。

これまで、重度重複障害のある生徒をはじめ、障害種別の多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進を図るため、総合的な機能を有する特別支援学校として特別支援学校の教育機能や支援機能を多様化してきました。

また、特別支援学校高等部の入学者の増加に伴い、職業教育を中心に行う専門学科や普通科職業コースを設置するなど、職業自立を通して社会自立し、社会への参画を目指した教育を進めるなど、一人一人の障害の状態や能力・特性に応じた教育を進めてきたところです。

今後 VUCA 時代の到来を見据え、児童生徒自身が学校で学ぶことと社会との接続をより意識できるようにすることで、卒業後の社会参画に向けて必要となる資質・能力を育てていきます。

また、在学中に早期から多様なコミュニケーションの機会と自己肯定感を高める経験等を積み重ねるなど、小学部段階からの系統的なキャリア教育をより一層進めることで、一人一人のキャリア形成を支援し、卒業後の豊かな生活に向けた教育活動を充実していきます。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状 (令和2年度)	中間目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
各学部の各種検定への参加率	小学部 ー％ 中学部 ー％ 高等部 ー％	小学部 　％ 中学部 　％ 高等部 　％	小学部 　％ 中学部 　％ 高等部 　％
特別支援学校卒業生における1年後の就労定着率	集計中％	％	％
公民館において実施している講座数及び参加者数	％	％	％
県立図書館による特別支援学校読み聞かせ実施校数及び児童生徒数	％	％	％
障害者も参加できる講座が実施されている公民館の割合	22.7％ (66/291 館)	50％ (146/291 館)	％

【主な施策1】 自分らしい生き方を実現するキャリア教育の充実

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付け、自己のキャリア形成と関連付けて生涯にわたって学び続けていけるよう、一人一人の障害の状態に応じたキャリア発達を支援していきます。

県内の特別支援学校では、幼・小学校段階からのキャリア教育の全体計画を作成し、組織的・系統的なキャリア教育を進めてきました。また、障害のある児童生徒の自立と社会参加を目指し、進路指導及び職業教育の充実に努めてきました。今後も、児童生徒が主体的に社会に参画し、社会の中での自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことができるように、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の充実に図り、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたキャリア発達を支援していきます。

【具体的な取組】

〔① 系統的なキャリア教育の推進〕

地域の関係機関との連携等による早期からのキャリア教育、及び小学部から高等部までの連続した系統的なキャリア教育を進めるとともに、時代に応じた教育課程や教育内容の見直しを図り、個々の発達段階を踏まえた進路指導及び職業教育の充実に図ります。

〔② キャリア・パスポートを活用した取組の推進〕

児童生徒一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりすることで主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげていけるように、キャリア・パスポートを活用した取組を推進します。

＊キャリア・パスポート 学びのプロセスを児童生徒自身で記述し、蓄積した記録を振り返ることができるポートフォリオのこと

〔③ 進路指導及び職業教育に関する教員の指導力の向上〕

児童生徒が障害の状態などの自己理解を進め、将来の生活を見通しながら自分らしく生きられる進路先を自己選択、自己決定できるよう、教員自身が企業の業務を体験する企業実習を更に充実させるなどして、進路指導及び職業教育に関する教員の指導力の向上を図ります。

〔④ 職業教育を充実させるための委嘱講師の活用〕

特別支援学校における職業教育の充実のため、職業指導委嘱講師を配置・活用しています。今後も、障害のある児童生徒が、豊かな体験活動を通して学ぶことで、社会的・職業的に自立した人間として成長していくことができるように、各特別支援学校の職業教育の特色に合わせて、様々な職種の専門家を委嘱講師として雇用し、職業に係る専門的知識・技能の向上を図ります。

＊職業委嘱講師 専門教科や作業学習など、職業に関する授業で活用している専門的な知識や技能を有する専門家の講師。

【主な施策2】 生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの充実

児童生徒が持つ力や可能性を高め、自立し社会参加するため、学校と地域の福祉や労働等の関係機関とのネットワーク構築をより一層進めます。学校が核となって情報共有や意見交換の場を積極的に設け、地域や関連機関との連携を深めるなど、一人一人のニーズに応じた卒業後の豊かな生活に向けた取組を推進します。

これまで、特別支援学校では、生徒の卒業後の豊かな生活に向け、障害者就業・生活支援センターをはじめとする福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実に努めてきました。引き続き、教育と福祉などの関係機関がお互いに連携を深められるよう、ネットワーク機能を充実させ、児童生徒一人一人の自立や社会参加を支援していきます。

【具体的な取組】

〔① 労働・福祉の関係機関とのネットワーク構築、情報共有の推進〕

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応え、これまで構築したネットワークを活用して就労を目指す生徒の職業教育の充実を図るとともに、進路指導担当教員や就労支援コーディネーターの役割を見直し、障害の重い生徒の卒業後の生活支援や福祉的就労に向けた進路を支えるネットワークを構築します。引き続き、労働・福祉の関係機関とのネットワーク構築と情報の共有を一層進め連携を強化していきます。

〔② 社会参加・職業的自立に向けたキャリア教育の推進〕

生徒が学校での学習の意味を将来の就労先で必要となる働く力との関係において理解できるようにします。その際、企業等と連携して取り組んでいる県の清掃検定、パソコン入力検定、接客サービス検定の取組を小学部段階から取り入れ系統的なキャリア教育に結びつけるなど一層充実していきます。また、各特別支援学校の検定に関する授業実践の好事例を「特別支援学校授業力向上実践事例集」として作成し、教員の授業力向上及び社会参加・職業自立に向けたキャリア教育の推進を図ります。

〔③ 卒業後の支援の移行システム構築〕

卒業後の進路先における生活の安定と定着に向け、福祉や就労の関係機関、関係者間で、サービス計画や個別の教育支援計画、移行支援計画等が共有・活用されるよう、学校が核となって卒業後の支援を支える移行システムを検討します。

【主な施策3】 障害者の雇用に向けた取組

障害のある人の雇用促進のため、県立学校等を拠点として近隣の県立学校等を巡回して清掃業務や環境整備を行う、クリーンメイトセンターでの雇用、及び職員のサポート相談等を実施し、障害のある人の雇用と安定して働き続けることができるサポート体制の構築を進めます。

これまで、特別支援学校の卒業生等を県立高等学校や県立特別支援学校の学校技能員や調理補助員等の業務に係る嘱託職員として雇用してきました。また、千葉県障害者就業・生活支援センター等に協力を依頼し、生徒の障害の状況や、適した職業・仕事内容を選ぶための助言を受けて、職場への定着を図り、安定して働き続けることができるようにしてきました。今後も、障害のある人の雇用を促進するとともに、安定して働き続けることができるように、相談体制を充実していきます。

【具体的な取組】

〔① 県教育委員会における法定雇用率達成に向けた取組〕

県教育委員会では、障害者雇用促進のため、新たな職域として、本庁各課の資料整理などを集約して行うパートナーズオフィス、県立学校の清掃や美化活動を行うクリーンメイトセンターを開設し、雇用の拡大に努めます。

〔② 県教育委員会内の相談体制の構築〕

県教育委員会内に就労に関する相談窓口を設置し、障害のある職員が遠慮なく相談し、安定して働き続けることができるように、職業相談員やジョブコーチの有資格者の配置など、内容等に応じた多様な相談業務が行える体制の構築を図ります。

【主な施策4】 生涯にわたる多様な学びの機会の充実

児童生徒が身に付けた知識及び技能を活用し、卒業後も持てる力を最大限伸ばしていけることができるよう、一人一人の生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他の様々な学習機会に関する情報の提供に努めるなど、卒業後に社会で自立して生きるために必要となる力を、生涯にわたり、維持、開発、伸ばすことができる学びの場の県内各地への普及推進に取り組みます。また、「障害者の学び」研修会を開催するなど、「障害者の学び」に関する相談窓口を整備します。

これまでも、障害のある人が、卒業後も生涯を通じて、教育や文化、スポーツなどの機会に親しむことができるよう、さわやかちば県民プラザや県立図書館などにおいて、生涯学習に関する講座や研修会等を開催し、障害のある方への学びの場と機会の提供を進めてきました。引き続き、児童生徒の生涯学習への意欲を高めるとともに、卒業後の家庭生活や社会生活がより豊かになるよう生涯にわたって学び続けることができる場と機会の充実を図っていきます。

【具体的な取組】

〔① 社会教育施設における学びの場と機会の充実〕

さわやかちば県民プラザや、図書館等の社会教育施設において、障害の有無にかかわらず共に学べる生涯学習講座を開催するなど、障害者の学びの場と機会の充実を図ります。

〔② 在学中からの生涯学習の意欲を高めるための取組〕

卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう、在学中からパラスポーツや読書活動に関する学習活動を推進するなど、将来を見据えた教育活動の充実を図り、生涯学習への意欲を高めることができるようにします。

〔③ 卒業後に地域で交流を進めるための相談窓口の整備〕

障害のある生徒が卒業後に地域での学びや交流を深めていくことができるように、必要な関係機関とのネットワーク構築や、社会生活を送る上での相談ができる「障害者の学び」に関する相談窓口の体制整備を行います。

〔④ 卒業後に豊かな生活を送るための読書バリアフリー推進〕

特別支援学校の生徒が卒業後も豊かな生活を送れるよう、県立図書館及び千葉点字図書館で読書活動を行う機会の充実を図ることができるよう情報の提供を行い、読書バリアフリーを推進します。

【主な施策5】障害者に対する理解の普及啓発

障害者のQOLの向上や社会参画をめざし、多様で魅力的な学びを提供する社会教育施設等について情報発信するとともに、卒業後の社会生活がより豊かになるよう、障害者に対する理解の普及促進を今後も進めていきます。

これまでも、さわやかちば県民プラザや各市町村の公民館等では、障害者理解について一般の方への普及啓発を行っています。今後も、障害の有無にかかわらず、誰もが地域や職場、学校などで共に支え合って暮らす共生社会の形成を目指して、障害者に対する理解の普及啓発に努めます。

【具体的な取組】

〔① 地域の方々と障害のある人の交流促進〕

さわやかちば県民プラザにおいて、特別支援学校紹介展示や販売会等を開催し、地域の方々と障害のある人との交流を促進し、障害者の理解を推進するための場の拡充をめざします。

〔② メールマガジンの発行による障害者に対する理解の普及啓発〕

千葉県特別支援教育メールマガジンを発行し、障害の有無にかかわらず、共に学び、共に支え合って暮らす共生社会の実現を目指す千葉県の取組について積極的に情報発信し、障害者に対する理解の普及促進を図ります。

〔③ 理解促進のためのスポーツ・文化芸術活動を通じた交流〕

パラスポーツを推進する特別支援学校によるスポーツ用具の貸出と出前授業、パラスポーツによる交流及び共同学習など、特別支援学校主催の地域と協働した学びの場づくりや、スポーツ・文化芸術活動を通じた交流などを推進するプロジェクトを展開します。

V 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

これまで、県教育委員会では、発達障害を含む障害のある又はその可能性のある幼児児童生徒に対して、より専門的で、適切な指導及び必要な支援を行えるように、研修の充実を図ってきました。

一方、特別支援学校教諭免許状取得に向けた取組を推進するとともに、各学校の要請に応じた特別支援アドバイザーや特別支援教育専門家チーム委員の派遣、各教育事務所の特別支援教育担当指導主事等の学校訪問等による具体的な指導・助言などを通して、障害の理解や指導の在り方の理解推進など、教員の専門性の向上、校内支援体制の充実に努めてきました。

また、各学校の特別支援教育推進の要となる特別支援教育コーディネーターに対する研修の実施、県総合教育センターによる希望研修の充実、管理職や初任者等を対象とした研修の実施、特別支援学校が主催する研修会の実施など様々な研修を実施するとともに、各学校や障害種に応じた指導資料やコンテンツの作成・配付などにより、全ての学校の教員、特別支援学級担任や通級による指導の担当教員、特別支援学校の教員に求められる専門性の向上を図ってきました。

さらに、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校との人事交流により、教員の特別支援教育の理解推進を図りつつ、各学校種における特別支援教育の中心的な人材の育成に努めてきました。

引き続き、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上、各種研修等の充実に努め、全ての教職員の障害や特別支援教育の理解推進、専門性の向上を図るとともに、短期人事交流の促進を通して、各学校種におけるこれからの特別支援教育を担う人材の育成に努めていきます。

そして、本計画から、各学校種や各地域で特別支援教育の中核となる教員の育成を図ったり、校長のリーダーシップのもと学校全体で特別支援教育を推進している学校を表彰し、学校経営の充実を図ることとしました。これにより全ての学校の、全ての教員の障害や特別支援教育の理解推進、教員の専門性の向上を図っていきます。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状 (令和2年度)	中間目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
特別支援学校の特別支援学校教諭免許状(自立教科等免許含む)の保有率	92.2% (全国平均84.9%)	93.4%	95.0%
特別支援学級における特別支援学校教諭免許状(自立教科等免許含む)保有率	37.9% (全国平均31.1%)	38.9%	60.0%
特別支援教育に関する各学校の校内研修実施率	77.0%	95.0%	100%
県教育委員会等による特別支援教育に関する研修を受講した学校数の割合	— %	100%	100%
小・中学校の教職員向けの特別支援教育推進教員研修制度の受講修了者数	— 人	350人	700人
各市町村内で、管理職対象の特別支援教育に関する研修の実施回数	— 回	2回	4回
エリアコーディネーター(仮称)の指名数(累計)	— 名	50名	100名
中核特別支援教育指導教員(仮称)の指名数(累計)	— 名	50名	100名
学校ごとのインクル COMPASS 活用の割合	— %	50%	80%
特別支援教育推進優良校数	—	累計50校	累計100校
小・中学校、高等学校と特別支援学校人事交流者の人数	16名	増加を目指します	増加を目指します
国立特別支援教育総合研究所等での研修への参加者数	—	年間2名	年間5名

【主な施策1】 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進と、未来を担う人材の育成

小・中学校等及び高等学校の教員に対して特別支援学校教諭免許状の取得を目的とした講習の受講を促進し、特別支援教育の理解及び指導力の向上を図ります。

また、特別支援教育枠での教員の採用、大学等と連携しての学生ボランティアや教職インターンシップの受け入れなどにより、これからの特別支援教育を支える人材の確保、育成に努めます。

これまで、第2次計画においても特別支援学校教員だけでなく、小・中学校等及び高等学校の教員に向けた特別支援学校教諭免許状取得についての理解啓発の取組を関係課と連携しながら進めてきました。

その結果、本県の特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有者、特別支援学級における特別支援学校教諭免許状保有者の割合は、全国平均を上回っており、特別支援学校教員の免許状保有率は90%を超えています。一方、特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有者については、平成28年度は特別支援学級担任のうち855名、令和2年度は1,034名が特別支援学校教諭免許状を保有しており、保有者数は増加しています。特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有者の割合は30パーセント台の水準にありますが、特別支援学級数の増加が著しく、特別支援学校教諭免許状の保有者数の増加が追い付いていない状況があります。

特別支援学校教員はもちろんのこと、特別支援学級担任についても、特別支援教育の専門性の観点から特別支援学校教諭免許状保有が望ましいことから、引き続き、特別支援学校教諭免許状を取得する教員の増加に向けた取組を推進していきます。

【具体的な取組】

〔① 特別支援学校の教員に対する免許状取得に向けた取組〕

特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒が専門的な教育を受けることができるようにするため、免許状単位取得者のため、原則3年以内の取組とした認定講習の優先受講、管理職からの働きかけなどにより、特別支援学校に勤務する全ての教員が特別支援学校教諭免許状を保有できるよう努めます。

〔② 小・中学校等及び高等学校の教員に対する免許状取得に向けた取組〕

小・中学校等及び高等学校の教員に対する特別支援学校教諭免許状取得に向けた取組を推進します。

特に、特別支援学級担任や通級による指導の担当教員については、特別支援教育の専門性向上の観点から特別支援学校教諭免許状の保有が重要であり、引き続き、免許状単位取得に向けた認定講習の優先受講、市町村教育委員会を通しての免許状取得の働きかけ、学校訪問や研修会等における指導・助言を通して、特別支援学級担任や通級による指導の担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率の向上に努めます。

〔③ 教員採用選考における特別支援教育に関心の高い人材の採用〕

教員採用選考において、「特別支援教育」の採用枠を設けていることを周知して、特別支援教育に関心の高い人材の採用を行っています。また、採用後は、特別支援学校での勤務経験を経た後に、小・中学校等への異動を可能とし、全ての学校種における特別支援教育の推進に努めます。

〔④ 特別支援学校における教職を目指す学生の積極的な受け入れ〕

大学と連携し、学生ボランティアや教職インターンシップ、介護等体験、医療系学生の体験研修を県内の特別支援学校等で積極的に受け入れ、教員を目指す学生が特別支援教育に関する内容を学んだり体験したりすることで、特別支援学校教諭免許状の取得を目指す学生の増加を目指します。

〔⑤ 教員基礎コースを設置する高等学校と特別支援学校の交流促進〕

将来教員になることを志す高校生が学ぶ教員基礎コースを設置する高校と、特別支援学校との交流を促進することで、早期から特別支援学校教諭免許状の取得を目指す学生の増加を目指します。

【主な施策2】 特別支援教育に関する研修の充実

校長を含む全ての教職員に対し、特別支援教育の意義はもとより、発達障害を含む障害の理解や指導に関する基礎的事項等についての研修の充実を図り、全ての教員、特別支援学級担任や通級による指導担当教員、特別支援学校教員、それぞれに求められる専門性の向上を図ります。

また、医療的ケアを必要とする児童生徒や、強度行動障害や精神疾患などの生活全般において困難を有する児童生徒に対する指導・支援の基本的な知識や指導・支援の方法について理解を深め、特別支援教育に関する教員の資質向上を図ります。

これまでも、全ての校種で所属校単位の研修を実施するとともに、総合教育センターでも悉皆研修、推薦研修、希望研修が行われるなど、研修に参加する機会を増やすとともに、研修内容の充実を目指してきました。

今後は開講する講座の検討以外にも、研修ごとの系統性をより重視し、研修履歴を活用することによって意欲的に研修に参加する教員を増やすなど、教員が主体的に専門性の向上を目指す取組を推進し、特別支援教育に関する研修の充実を図ります。

【具体的な取組】

〔① 特別支援教育に関するコンテンツや資料の活用推進〕

県総合教育センターが作成している障害別基礎研修コンテンツや保育所用コンテンツ、幼稚園用コンテンツ、高等学校用コンテンツ、特別支援学級担任指導力向上パッケージ等、また、県教育委員会で作成している「特別支援教育指導資料」「合理的配慮事例集」「自立活動動画」などについて、解説付きの作成物一覧を作成、配付するなど市町村教育委員会や各学校に対して積極的に広報し、活用の推進を図ります。

また、特別支援教育の経験が少ない教員や、通常の学級の教員が、研修履歴システム（アストラ）を活用して主体的・段階的に特別支援教育についての※専門性向上を図れるようなシステムを構築します。

※＜全ての教員に求められる専門性（一例）＞

- ・「障害」の概念の理解（各種生活上の制限は、障害に起因するものだけでなく、社会の障壁と相対することによって生ずるものがある）
- ・障害の特性等に関する理解と特別支援教育に関する基礎的な知識
- ・合理的配慮提供までのプロセスの理解
- ・障害による困難さを本人の立場に立ち、指導・支援の内容について一緒に考えていく姿勢、態度
- ・障害のある幼児児童生徒が在籍していることを前提とした学級経営、授業づくり
- ・幼児児童生徒一人一人の障害による生活上の困難さが異なることの理解、及びその理解に基づく、個に応じた指導内容や指導方法の工夫
- ・特別支援学校や関係機関、スクールカウンセラーや特別支援学級担任等に専門的な助言・援助を求めるなど、主体的に問題を解決していく資質、能力

＜特別支援学級、通級による指導の担当教員に求められる専門性（一例）＞

- ・学習指導要領に基づく特別の教育課程の編成、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動についての知識と指導力、障害のある幼児児童生徒の保護者支援の方法、関係者との連携方法などの専門性の修得
- ・各教科等での目標が異なる児童生徒を同時に指導する実践力

＜特別支援学校教員に求められる専門性（一例）＞

- ・障害の状態や特性、心身の発達段階等の十分把握し、指導等に反映できる幅広い知識・技能
- ・学校内外の専門家と連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる能力
- ・重複障害、とりわけ盲ろうの障害に対する実態把握、指導
- ・個々の教師の専門性の向上だけでなく、学校全体で高い専門性を担保・共有するための仕組みづくり
- ・小・中学校等の各教科等の授業における障害のある児童生徒の「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個々に応じた「手立て」を検討し、授業の助言・援助に当たっていく能力

〔② 専門性を担保、承認する特別支援教育マイスター認定制度の導入〕

総合教育センターや県発達障害者支援センターと連携し、小・中学校等の特別支援学級担任や通級による指導の担当教員、通常の学級担任を対象に専門性を担保、承認する特別支援教育マイスター認定制度の導入を検討します。

具体的には、一定の基準を満たした研修受講者に特別支援教育マイスター認定証を授与すると共に、各種研修会での講師としてマイスターを活用し、一層の専門性向上を図ります。

〔③ 国立特別支援総合研究所が主催する研修への参加促進〕

長期研修制度における特別支援教育研修生として、特別支援学校の他に、小・中学校等の教員からの研修生の一層の増加を目指します。

また、小・中学校、高等学校の教員に対する特別支援教育の専門性の向上を図るために、積極的に各市町村に研修について周知したり、県から推薦したりするなどして、国立特別支援教育総合研究所が主催する研修への参加を促進します。

〔④ 教育課題や教員のニーズに応じた研修の企画・実施〕

その時々の教育課題や教員のニーズに応じた研修を企画・実施するとともに、オンラインでの研修や動画受講による研修、体験型研修など研修場所や研修形態を工夫することにより、可能な限り負担が少なく効果的な研修の実施に努めます。

〔⑤ 県教育委員会が実施する研修講座の受講促進〕

総合教育センターや子どもと親のサポートセンターにおける研修講座（例えば、発達障害に関する教育研修、訪問相談担当教員研修、教育相談コーディネーター養成研修、実践研修等）の受講を推進し、障害に応じた適切な指導・必要な支援はもとより、心理や教育相談等児童生徒の指導に関する内容についての専門性の向上を図ります。

〔⑥ 悉皆研修における特別支援教育の内容充実〕

引き続き、総合教育センターでの管理職や中堅層教員、初任者教員など階層別の
※悉皆研修に、特別支援教育、障害者施策や関係法令に関する内容等を取り入れ、全ての学校の教員に対しての特別支援教育の理解と指導力の向上を図ります。

〔⑦ 通級による指導担当教員の自立活動に関する研修の充実〕

小・中学校等の特別支援学級担任や通級による指導担当教員の自立活動に関する研修を充実させるために、言語聴覚士や理学療法士、作業療法士等を講師とした研修を推進します。

〔⑧ 障害種に応じた適切な指導・及び支援体制の構築〕

医療的ケア児、精神疾患のある児童生徒、盲ろうなどについての理解を深める研修を実施し、適切な指導、及び支援体制の構築を図り、適切な指導及び必要な支援ができるようにします。

〔⑨ 高等学校の教員に対する研修の充実〕

高等学校の特別支援教育コーディネーター研修の充実を図るとともに、生徒指導主事・進路指導主事等に対しても、関係の研修会や連絡会において特別支援教育に関する内容を取り入れ、高等学校における特別支援教育を充実させていきます。

〔⑩ 学校間を超えた教職員の交流による専門性向上〕

学校間を越えて、幼稚園、小・中学校及び高等学校等と、近隣の特別支援学校の教職員同士が、研究会等を通して交流を行い、教職員相互の専門性を高め合うとともに、お互いの指導力の向上を図ります。

〔⑪ 関係機関と共催で学び合う研修会の企画、実施〕

特別支援学校のセンター的機能の一つとして、関係団体と共催でともに学び合う機会となるような研修会を企画し、相互に研修を深める機会の充実を図ります。

また、医療や福祉、労働など関係機関と連携した研修の機会を設けたり、国立特別支援教育総合研究所の研修を活用したりするなどにより、特別支援学校における各障害種別の専門的知識と経験を有する人材（スペシャリスト）を育成します。

〔⑫ 研修会における手話等の普及の促進と聴覚障害者の理解推進〕

「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」を踏まえ、研修会で手話等の普及の促進、聴覚障害者の理解推進を図ります。また、合理的配慮の提供に関する内容についても研修に取り入れ、共生社会の形成に向けた取組を推進していきます。

〔⑬ 国立特別支援総合研究所主催の研修への参加、短期研修の実施促進〕

総合的な教育機能を有する特別支援学校を展開に当たり、国立特別支援教育総合研究所が開催する研修会への参加、他の特別支援学校での実地研修（短期研修）の実施を促進します。

〔⑭ ICT活用指導力の向上を図るための研修・講座の受講促進〕

小・中学校高等学校及び特別支援学校等の教員のICT活用指導力の向上を図るために、国立特別支援教育総合研究所や千葉県総合教育センターの研修・講座の受講やコンテンツの積極的な活用を促進します。

〔⑮ 県教育委員会、市町村教育委員会の職員の専門性の向上〕

文部科学省や国立特別支援教育総合研究所、医療や福祉、労働等の関係機関の職員等を講師とする研修会を開催し、国の動向や最新の情報の把握に努めます。

また、特別支援教育担当指導主事が集まる会議において各地域の状況や課題についての情報交換や協議するなどして、県教育委員会及び市町村教育委員会、特別支援学校の職員の専門性向上を図ります。

【主な施策3】 学校・地域において中核となる特別支援教育に携わる教員の育成と活用

本県で特別支援教育を推進していくには、次代を担う人材の育成を計画的に進め、高い専門性を有する教員を多数確保することが必要になることから、学校・地域において中核となる特別支援教育に携わる教員を育成し、活用を図ります

通級による指導や特別支援学級で指導を受けている児童生徒数は、著しく増加しており、特別支援学校に通う幼児児童生徒数についても増加している状況です。こうした状況に加え、教職員の大量退職によって、特別支援教育の次代を担う人材の育成は喫緊の課題となっています。人材の育成に当たっては、指導的な立場の者が各地域（市町村又は市町村内の地区）に存在し、それぞれが有する知識やスキルを伝達していくことが重要です。通常の学級も、発達障害又はその可能性のある児童生徒が在籍している可能性があることから、通常の学級における特別支援教育の理解と指導力に優れた教員の発掘、その知識と経験を校内及び地域において共有していく仕組みづくりが必要です。

通常の学級や通級による指導、特別支援学級において中核となる人材を地域の実情を踏まえて育成し、これまでの特別支援教育推進の取組をしっかりと繋いでいきます。

【具体的な取組】

〔① 地域で核となる（仮称）エリアコーディネーターの指名〕

地域で、核となる（仮称）エリアコーディネーターを県教育委員会が指名し、地域の連絡協議会などの運営や各校の特別支援教育コーディネーターへの助言援助を行うことで、地域における特別支援教育の充実を目指します。

〔② （仮称）中核特別支援教育指導教員（特別支援学級等）の指名、活用〕

指導教員（仮称：中核特別支援教育指導教員）の指名・活用を通して、地域の経験の浅い特別支援学級や通級による指導担当教員の知識や理解を深め、指導力の向上を図るとともに、研修会講師として活用するなどし、地域における特別支援教育の充実を図ります。

市町村教育委員会と連携し、地域で中核的な役割を果たしている特別支援学級担任や通級による指導担当教員を、県教育委員会が指導教員（仮称：中核特別支援教育指導教員）に指名します。この指導教員（仮称：中核特別支援教育指導教員）は、地域の学校の経験が浅い担当教員の相談窓口を務めるとともに、特別の教育課程の編成の考え方、学習指導案の作成、実際の授業での指導の在り方等についての助言・援助を実施します。

〔③ （仮称）中核特別支援教育指導教員（通常の学級）の指名、活用〕

通常の学級における特別支援教育の理解と指導力に優れた教員についても、指導教員（仮称：中核特別支援教育指導教員）として指名し、その知識と経験を校内及び地域において共有していく仕組みづくりを推進します。

【具体的な取組】

〔① 学校管理職に対する研修の充実〕

引き続き、総合教育センターが実施するによる学校管理職に対する悉皆研修を活用し、特別支援教育についてのプログラムを導入するとともに、オンラインや課題提出型の研修等を実施することで、学校管理職に対する研修の充実を図ります。

〔② 特別支援教育を推進している学校に対する表彰制度の創設〕

管理職のリーダーシップのもと学校全体で特別支援教育を推進している学校を「特別支援教育推進優良校」として表彰、県教育委員会のホームページやメールマガジン等でその取組を周知することで、特別支援教育推進に向けた学校経営の充実という視点を広め、組織的、計画的に特別支援教育に取り組む学校を増やします。

〔③ インクル COMPASS についての周知、活用の推進〕

各学校におけるインクルーシブ教育システムの構築、推進に向けた取組状況と今後の方向性を明らかにするため、研修会や学校訪問等において、国立特別支援教育総合研究所が作成した「インクル COMPASS」についてその活用を勧めます。

※「インクル COMPASS」

〔④ 専門性を向上させるために必要な情報を収集するための活動推進〕

学校管理職による特別支援教育の先進校や研究指定校への視察など、必要な情報を収集するための活動を推進することで、校内の研修を充実させ、職員の専門性の向上を図ります。

【主な施策5】 異校種間の計画的な人事交流の推進

特別支援教育を担う人材の裾野を広げ、さらには担い手の専門性を向上させるため、異校種間の計画的な人事交流を推進します。

これまで、特別支援教育を担う人材を育成するため、異校種間の計画的な人事交流を進めてきましたが、より実効性を高めるには、対象となった教員がその目的を正しく理解し、使命感をもって職務にあたることが求められます。

今後は、人事交流者に対する研修内容を見直し改善するとともに、人事交流者の中で、特別支援教育についてより深く学びたいと希望する者が、更に学ぶことのできる環境を整備することで、異校種間の人事交流を更に充実させていきます。

計画的な人事交流により、教員の特別支援教育の理解推進を図りつつ、各学校種における特別支援教育の中心的な人材の育成に努めていきます。

【具体的な取組】

〔① 人事交流の意義を共通理解した上での計画的な人事交流〕

短期人事交流では、県教育委員会及び市町村教育委員会が人事交流の意義を共通理解し、定期的に情報交換を行い計画的な人事交流に努めます。そして、互いの学校の良さや課題について理解推進を図るとともに、各学校における特別支援教育の中核となる人材の育成につなげます。

小・中学校、高等学校等から特別支援学校への異動者については、障害特性や障害のある幼児児童生徒の指導・支援の在り方等についての理解を深めるとともに、特別支援学校在職中に特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習を優先的に受講できるようにし、将来、小・中学校、高等学校等において、中核となって活躍できるようにします。

特別支援学校から小・中学校、高等学校等への異動者については、小・中学校等の各教科等の指導や学級経営等についての理解を深め、将来、特別支援学校における各教科等の指導に生かせるようにします。また、小・中学校等における特別支援教育の現状を知り、将来、小・中学校等に対して、より相手の状況を理解し、寄り添った助言・援助ができるようにします。

〔② 人事交流者のさらなる専門性向上に向けた取組〕

小・中学校等から特別支援学校への人事交流者の中から、特別支援教育について学ぶ意欲を持つ教員を、国立特別支援教育総合研究所等での研修に派遣し、さらなる専門性の向上を図ります。

〔③ 人事交流の好事例の発信、交流経験者の研修の場での活用〕

ホームページなどの情報媒体を活用し、人事交流の好事例を発信することや、人事交流経験者を積極的に研修の場で活用することにより、人事交流を希望する教員を増やし、より多くの各学校における特別支援教育の理解者、専門性のある指導者を増やしていきます。